

施設の概要

（金額、人数等の数値は平成 23 年度実績）

施設名	宇都宮市八幡山墓地		
所在地	宇都宮市塙田 5 丁目 5 4 8 番地のロ		
根拠条例等	墓地，埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号） 宇都宮市墓園条例（昭和 3 9 年宇都宮市条例第 1 号） 宇都宮市墓園条例施行規則（平成 3 9 年宇都宮市規則第 4 号）		
設置年月日	明治 3 3 年 1 月		
設置目的・業務内容	設置目的	八幡山墓地は，宇都宮市墓園条例（昭和 3 9 年条例第 1 号。以下「墓園条例」という。）に定める施設として，市民の墓地需用に応えるため，墓地供給を行うとともに，利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。	
	業務内容	（１） 施設の運営に関する業務 ア 墓地に関する業務 イ 各種届出の受付業務 ウ 霊園に関する相談業務 （２） 施設の維持管理に関する業務 ア 施設の維持管理業務 イ 清掃に関する業務	
開館時間	－		
休館日	－		
現在の指定管理者		－	
収支概要（千円）	委託料等（市支出総額）	6 2 1 千円	
	使用料（利用料金）収入	4 8 0 千円	
利用者数(のべ人数)		2 4 0 人	
施設構造	墓地		
敷地面積(㎡)	1 5 3 0 . 5 7 ㎡	延床面積(㎡)	－

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	墓 所		1 2 2 4 . 5 7
	園 路		3 0 6
そ の 他 特 記 事 項	墓地の種類及び造成基数		
	和式墓地		
	1 6 7 基		